愛知県新型コロナウイルス感染症

緊急事態措置

当初：1月14日～2月 7日･25日間
延長：2月 8日～3月 7日･28日間

「愛知県緊急事態措置」の対策

県民	①不要不急の行動の自粛	特に20時以降外出自粛
	②県をまたぐ不要不急の移動自粛	首都4都県・関西3府県・福岡県
	③高齢者等への感染拡大の防止	高齢者施設の対策徹底
	④基本的な感染防止対策の徹底	5人以上の会食・飲食自粛
事業者	⑤営業時間短縮とガイドラインの徹底	飲食店等20時・酒類19時迄
	⑥テレワークの徹底等	出勤者数7割削減目標
	⑦職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知
	⑧イルミネーション等の早めの消灯	20時以降のネオン消灯
その他	⑨イベントの開催制限等	5000人＋50％以下
	⑩学校等での対応	対策徹底し教育活動継続

県	○医療体制・ワクチン接種体制	○きめ細かな支援・相談体制
	○時短協力金支給・制度周知	○県機関のテレワーク推進

特に、県民の皆様へ

不要不急の行動自粛

日中も含め外出自粛、特に20時以降

県をまたぐ移動、特に首都圏・関西圏

感染防止対策の徹底

感染しない・させない

特に高齢者等への感染防止

特に、事業者の皆様へ

営業時間の短縮要請

営業20時・酒類19時

テレワークの徹底

出勤者数7割削減を目標

イベントの開催制限

人数上限5000人＋50％

Ⅰ．県民の皆様へのお願い

①不要不急の行動の自粛

○日中も含め不要不急の外出自粛を徹底
○特に20時以降の外出自粛
○家庭でステイホーム

②県をまたぐ不要不急の移動自粛

○不要不急の移動自粛
○特に首都圏4都県・関西圏3府県・福岡県

③高齢者等への拡大防止

○高齢者・基礎疾患のある方に配慮
○リスクの高い施設を利用しない
○高齢者を守る8つのポイントを徹底

④感染防止対策の徹底

○感染しない・させない
○５人以上の飲食等自粛
○三密避け外出は短時間

内閣官房HP掲載イラストを加工

Ⅱ．事業者の皆様へのお願い

⑤時短とガイドラインの徹底

ア．営業時間短縮要請

対象	県内全ての「飲食店等」
営業時間	5時～20時・酒類提供11時～19時
現行期間	1月18日（月）～2月 7日（日）・21日
延長期間	2月 8日（月）～3月 7日（日）・28日

⑤ア．感染防止対策協力金

現行期間	期間：１月１８日（月）～2月 ７日（日）・21日間 支給：１店舗・１日あたり ６万円・最大１２６万円
延長期間	期間：2月8日（月）～3月 7日（日）・28日間 支給：１店舗・１日あたり ６万円・最大１６８万円
支給条件	①業種別ガイドラインを遵守 ②安全安心宣言施設に登録し、PRステッカーとポスターを掲示

⑤イ. 営業時間短縮の働きかけ

内容	施設に人が集まり飲食につながる可能性のある施設に営業時間短縮への協力を依頼（協力金対象外）
期間	1月18日（月）～3月7日（日）・49日間
時間	営業時間5時～20時、酒類提供11時～19時
対象施設	○運動施設、遊技場 ○劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ○集会場又は公会堂、展示場 ○博物館、美術館又は図書館 ○ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る） ○遊興施設（食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗を除く） ○物品販売業を営む店舗（1,000m2超） ○サービス業を営む店舗　（1,000m2超）

あわせて、人数制限5000人、かつ、収容率要件50%以下とすることへの協力をお願いします

⑥テレワークの徹底

○出勤者数7割削減目指すテレワーク徹底
○20時以降の勤務抑制
○時差出勤、週休・昼食時間の分散化

⑦職場クラスターを防ぐ感染防止対策

○職場・寮の感染防止対策徹底
○休憩室等の居場所の切替わりに注意
○従業員に対策徹底・会食自粛を呼びかけ

⑧イルミネーション等の早めの消灯

○20時以降ネオン消灯、イルミネーションは早めに

Ⅲ．その他のお願い

⑨イベントの開催制限

事業者における開催制限

内容	人数上限5，000人以下＋収容率50％以内
その他	○20時までの営業時間短縮 ○イベント前後の会食自粛周知

参加者へのお願い

○参加時は、人の距離確保等の対策徹底
○対策がとれない場合は参加を自粛

⑩学校等での対応

○健康観察・感染防止を徹底し教育活動継続
○寮生活・部活動など集団行動での対策徹底
○家庭でも規則正しい生活習慣、
速やかに帰宅、生徒での会食自粛

Ⅳ．県の取組

○医療体制緊急確保、更なる病床確保
○ワクチン接種体制の構築
○きめ細かな支援、様々な相談に対応
○協力金支給・市町村等と呼びかけ
○テレワーク・時差出勤等の推進